

第4章 調査結果を踏まえて

文京区男女平等参画に関する区民調査からみえた課題

男女平等参画をめぐる社会の動向や区民調査の結果を見ると、次のとおり今後更に取組を進めていかなければならない課題が残されています。

1 男女平等意識について

(1) 男性優遇意識

家庭における男女平等の設問では、男女とも「平等である」と感じている割合は前回調査からほとんど変わらず、男性で4割弱、女性で5割台の人が「男性が優遇されている」と回答しており、依然として家庭においては「男性優遇」の状況が続いています。また、「平等である」の回答結果に女性が21.9%、男性が35.3%と男女間で差が見られることから、家庭における男女の認識の違いがあることが分かります。

社会通念、慣習、しきたりにおける「男女平等」については、「男性が優遇されている」と感じる割合が全体的に高く、男女で比較すると、「男性の方が優遇されている」の回答結果に女性が83.4%、男性が76.3%と男女差が見られます。現在においても、社会通念、慣習、しきたりの中では、特に固定的な性別役割などのジェンダー意識が根強く残っていると考えられます。

(問6)

(2) 固定的な性別役割意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感する層は前回調査の19.0%から11.9%と減少していますが、依然として全体の1割強が共感している状況です。固定的性別役割の意識の解消に向けて、施策や取組を進めていく必要があります。(問4)

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大以降の影響

新型コロナウイルス感染症拡大以降の家事への影響についても、在宅時間の変化は男女間でほとんど変わらないものの、家事の量や負担感は、ともに女性の方が増えたと感じています。(問2、問3)

2 ワーク・ライフ・バランスの推進について

(1) 希望と現実

生活の中での優先度として、性別を問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高くなっています。一方、現実(現状)では、「仕事を優先」が高く、全体の6割半ばが希望と現実が一致しない層となっています。(問12)

(2) ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこと

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととしては、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」の回答が多く、育児休業・介護休業を取得しやすくするために必要なこととして、「職場に取得しやすい雰囲気があること」の回答が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児・介護に関する社会的サポートの充実とともに、上司、同僚を含めた職場理解の推進が必要であることが分かります。(問13、問14)

3 職場における男女平等参画の促進について

(1) 職場における男女平等

職場における男女平等については、「平等である」の回答が年々微増し、改善傾向にあります。男性は5割強、女性6割半ばの人が「男性の方が優遇されている」と回答しています。(問6)

(2) 性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために

性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために重要なこととしては、「性別による賃金格差を是正する」、「育休等を取っても人事評価に影響がないようにする」、「会社が従業員の状況を理解し、一人一人に応じた処遇や働き方を導入する」、「労働時間の短縮などの労働条件を改善する」という回答の割合が高く、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問9)

(3) 女性の活躍について

女性が働き続けることに対する設問では、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と男性は7割、女性は6割半ばの人が肯定している一方で、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高くなっており、特に5割以上の女性が負担を感じています。職場における女性への理解不足や家庭内での家事役割が、職場での女性の活躍を阻むおそれがあると考えられます。(問10)

女性の管理職登用への支援策としては、男性の働き方の見直し、上司や同僚等周囲の子育てへの理解、女性が働き続けていくことのできる相談体制の充実、育休等の取得が影響しない人事評価等、育休等を取得しても働き続けられる体制の整備が求められています。

ワーク・ライフ・バランスの推進と同様に、職場における理解を深めるとともに、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を進めていくことが重要です。(問11)

4 地域活動・社会活動への参画について

災害対応や復興において性別の違いへの配慮など様々な視点で対応できるよう、性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成することが重要であると挙げられています。こちらの回答は前回調査から19.2ポイント増加しており、昨今の自然災害を踏まえ、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが重要です。(問18)

5 政策決定過程への女性の参画について

「女性の意見が行政に反映されていない」と感じている割合は前回調査から微増しており、反映されていない理由としては「女性議員が少ない」という回答が多く、前回調査から19.8ポイント増加しています。政策決定過程へ女性の進出が進まない原因は「男性優位に組織が運営されていること」、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」等、根強い社会通念・しきたり・慣習が強く影響しており、社会全体で意識改革を進める必要があります。(問19、問19-1、問20)

6 あらゆる暴力・ハラスメントの防止について

(1) ハラスメントの防止

ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です。(問24)

ハラスメントを受けた際は、女性は「相談しても無駄だと思った」「我慢すればこのままなんとかやっていけるといった」等、被害を受けても抱え込む傾向にあり、男性は「相談することで不利益な扱いを受けるといった」「相談できる人がいなかった」等、相談をしたくてもできない状況下に置かれている傾向があることから、職場環境の改善のための取組を進め、気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を充実させていくことが必要です。(問24-3)

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス [配偶者・パートナー又は交際相手などからの暴力]）の防止

暴力行為を受けた経験については女性が高くなり、暴力行為をした経験については男性が高くなる傾向が見られました。一番多いDV被害経験、加害経験は、ともに心理的攻撃となっています。(問31)

被害を受けた際の相談先の多数は、周りにいる友人・知人や親族であり、区の窓口や法務局の人権相談窓口、東京都女性相談センター等の公的な相談機関の利用は少ない状況です。(問31-1)

認知度についても、公的機関を知らない層は2割半ばとなり、警察以外の相談機関の認知度も低いことから、一層の周知が必要です。(問30)

また、被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」、「相談しようとは思わなかった」と答える層が全体の約6割を占めることから、どのような行為が暴力にあたるのかといったDVについての周知、啓発活動を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が重要となっています。(問31-1)

DV相談窓口配慮してほしいことは、「匿名で相談ができる」、「24時間相談ができる」ことが高くなっており、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。(問32)

さらに、暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪である」という意識の啓発、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所(シェルター)の整備」を充実すべきだという回答が多くなっており、DVに関する啓発活動を進めるとともに、DV被害者への支援体制の一層の強化・周知が必要です。(問33)

7 人権問題について

(1) 社会における人権問題の対応状況について

日本の社会における人権及び人権に関する問題については、「インターネット上での誹謗中傷の書き込み等の対策」、「児童虐待(身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待)に関する防止策」がなされていないという回答が多くなっています。

インターネットが広く普及する中で、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています。また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとともに、児童虐待の防止策にも一層力を入れていく必要があります。(問26)

(2) 性の多様性について

LGBT（性的マイノリティ）の認知度は高く、70.6%の方が「内容を知っている」と答えており、前回調査から52.0ポイント増えていることから、社会的な認知度は高まっています。

（問7）

身近な人からLGBTQ等であることを打ち明けられた場合に、これまでと変わりなく接することができるかの問いに対して、6割強の人が「できそう」と答えています。男女別で見ると、「できないかもしれない」と「分からない」の合計は、女性より男性の方が高くなっています。（問29）

「できないかもしれない」、「分からない」と回答した理由は、「初めてのことなので、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」、「認めるべきだと思うが、気持ちがついていかない」といった回答が多く、認識・理解不足が課題となっています。

性的指向や性自認に関する正しい知識と理解の促進が必要であることが分かります。（問29-1）

8 区が取り組む施策の新たな展開と拠点施設としての男女平等センターの一層の活用

以上のような課題解決のためには、区民一人一人の取組とともに、文京区としての取組が欠かせません。現在、区では「文京区男女平等参画推進条例」や「文京区男女平等参画推進計画」に基づき計画的に施策を推進し、毎年度、「文京区男女平等参画推進会議」による評価や提言を受け、計画の進捗状況の確認と施策の見直しや改善を図っています。

区内の各学校においては、各教科や道徳及び総合的な学習活動等における人権尊重や男女平等に関する授業を実施しています。また、男女平等参画社会構築のための拠点施設である「文京区男女平等センター」や区立保育園では、男性の家庭生活への参画支援として、父親と子どもの料理教室や一日保育士体験等を実施しています。

区民からの「男女平等社会の実現に向けて区が力を入れるべきこと」への要望については、「学校における男女平等教育の推進」や「子育て・育児に関する支援の充実」が期待されています（問35）。

このような区民の要望・期待に応えるためにも、関係機関との連携、創意工夫により、教育現場等における「保育・生活指導等、男女の区別なく能力を生かすことへの配慮（問5）」やワーク・ライフ・バランスを推進するための「育児・介護に関する社会的サポートの充実（問13）」などの環境整備を促進するための新たな施策の展開が求められます。

また、セミナー等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症などの影響による区民の生活様式の変化を考慮して、オンラインでの実施を取り入れるなど、様々な手法により情報を的確に届けることが必要です。

今後も、拠点施設としての「文京区男女平等センター」がより幅広い層へのアプローチを行い、男女平等参画社会に向けて、一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる文京区の実現を目指していくことが求められます。